

## 7 令和7年度宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての市民が健康で元気に生活できる期間である「健康寿命」を伸ばし、一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけることを目的として、予算の範囲内で宇城市健康づくり地域活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となるものは、生活習慣病予防及び地域ぐるみの健康づくりを目的とした各種教室等を自主的に行う行政区の健康づくり推進員とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種類は、次の各号のとおりとする。この場合において、補助対象事業は2種類以上及び3回以上実施することとし、教室に併せて健診受診勧奨、生活習慣病予防（高血圧予防や糖尿病予防など）及び「さしより野菜・たっぷり野菜・減塩事業」に関する啓発を行うものとする。ただし、感染症拡大防止等、2種類以上及び3回以上実施することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 健康教室事業
- (2) 栄養教室事業
- (3) 運動教室事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業のうち、次に定める経費とする。ただし、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断される経費は、対象としない。

- (1) 消耗品、使用料、賃借料、食糧費（茶菓子、飲料水及び弁当に限る。）、食材費、参加賞等（酒類等は不可）
- (2) 健診受診勧奨、生活習慣病予防又はさしより野菜・たっぷり野菜・減塩事業に関する啓発に係る経費
- (3) 各教室に係る事務経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費とし、一行政区につき次の表に定める額を限度に、予算の範囲内で申請に基づき交付決定し、実績に基づき交付確定する。

世帯数 (当該年度の4月1日現在)	補助金の限度額	事業1回当たりの限度額 (※事業2回以下の場合)
50世帯以下	30,000円	左記（補助金の限度額）を3で除した額 この場合、円未満の端数は切り捨てる。
51世帯以上150世帯以下	35,000円	
151世帯以上300世帯以下	40,000円	
301世帯以上450世帯以下	45,000円	
451世帯以上600世帯以下	50,000円	
601世帯以上	55,000円	

2 前項の補助金の額は、実績において第3条で規定の2種類以上を未達成だった場合、事業2回当たりの限度額を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の9月30日までに市長に提出しなければならないものとする。ただし、第3号に掲げる様式は複数の行政区が合同で事業計画を行い申請する場合のみとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 複数行政区合同事業計画に関する届出書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び不交付決定)

第7条 前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定または不交付決定をしなければならない。

2 前項により交付決定したときは、宇城市健康づくり地域活動事業補助金決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項により不交付決定したときは、宇城市健康づくり地域活動事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第10条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業を完了したときは、宇城市健康づくり地域活動事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出しなければならないものとする。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支決算（見込）書（様式第9号）
- (3) 実施状況写真（様式第10号）
- (4) 実施領収証の写し（様式第11号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに必要に応じて現地調査、書類確認質問等を行い、これらに適合すると認めるときは、交付確定しなければならない。

2 前項により交付確定したときは、宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による交付確定通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日（その日が交付決定を受けた年度の3月2日以降となる場合は当該3月31日）までに宇城市健康づくり地域活動事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならないものとする。ただし、次条による概算額の交付を受けたときはこの限

りでない。

(概算払の手続)

第12条 前条の規定にかかわらず、補助事業の遂行上必要があると認められる場合は、交付決定した額を補助事業の完了前に概算額として交付することができる。

2 前項の規定による概算額の交付を受けようとする補助事業者は、宇城市健康づくり地域活動事業補助金概算払請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならないものとする。

3 概算額の交付を受けた補助事業者は、第10条の規定により確定された補助金の額に対し、当該概算額が超過したときは、市長の指示するところに従い、速やかに当該差額を返還しなければならないものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 補助事業者が次の当該各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に係る交付決定を取り消すことができるものとする。

(1) 規定する交付の条件に違反した場合

(2) 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合

2 前項の規定による交付決定の取消しがあった場合において、補助事業者が既に補助金の交付(概算払も含む。)を受けている場合は、直ちにその返還を請求するものとする。

3 補助事業者は、前項による返還請求を受けた場合、市長の指示するところに従い速やかに返還しなければならないものとする。

(証拠書類の保管)

第14条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する